

舞 鶴 総 第 195 号

令和 2 年 11 月 24 日

舞鶴市議会議長  
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 16 号

訴え提起前の和解の申立ての専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり訴え提起前の和解を申し立てることについて専決処分する。

令和 2 年 10 月 29 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 申立ての趣旨

別紙和解条項(案)の概要のとおり

2 申立ての理由

市は市営住宅の賃借人及び市営住宅駐車場の使用人である相手方に対して滞納家賃及び滞納使用料の一括支払を求め、相手方は一括支払が困難な事情があるので分割での支払を求めたところ、市が相手方の求めを受け入れて譲歩することとし、和解が成立する見通しがついたため。

## 別紙

### 和解条項(案)の概要

#### 1 滞納家賃等の額及び支払方法

市と相手方との間で、平成 15 年 8 月 13 日に締結した市営住宅福来団地の建物(以下「本件建物」という。)の賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という。)及び市が平成 16 年 4 月 1 日に相手方に対して行った市営住宅駐車場(以下「本件駐車場」という。)の使用許可(以下「本件使用許可」という。)につき、相手方は、市に対し、滞納家賃及び滞納使用料(以下「滞納家賃等」という。)の合計 500,000 円の支払義務のあることを認め、令和 2 年 11 月から令和 4 年 11 月まで、毎月末日限り、20,000 円ずつ分割して支払う。

#### 2 家賃等の支払

相手方は、市に対し、1 のとおりに滞納家賃等を分割して支払うほか、本件賃貸借契約及び本件使用許可に基づき、毎月末日限り当月分の家賃及び駐車場使用料を支払う。

#### 3 遅延損害金の支払

相手方は、市に対し、1 の滞納家賃等支払終了後 6 か月以内に、各滞納家賃等に対し、当該滞納家賃等の当初の支払期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当初の支払期限が令和 2 年 3 月 30 日までの場合にあっては年 5 パーセントの割合、当初の支払期限が令和 2 年 3 月 31 日以降の場合にあっては年 3 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を支払う。

#### 4 支払方法

相手方は、市に対して、1 から 3 までの金員を、舞鶴市建設部都市計画課に持参し支払うか、市の指定する金融機関での窓口払の方法により支払う。

#### 5 分割弁済の期限の利益喪失

相手方が 1 又は 2 の支払を 3 回以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、市に対して、1 の金員から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

6 未払による賃貸借契約の解除等

相手方が 1 又は 2 の支払を 3 回以上怠ったときは、市は相手方に対し、なんら通知催告を要せず、本件賃貸借契約を解除し、及び本件使用許可を取り消すことができる。

7 賃貸借契約の解除等

6 に基づき本件賃貸借契約が解除され、及び本件使用許可が取り消されたときは、相手方は、市に対し、本件建物及び本件駐車場を原状に回復して、即時に明け渡す。

8 残置物の所有権放棄

7 の場合、相手方は本件建物及び本件駐車場の明渡し後、本件建物内に残置した一切の動産類の所有権を放棄し、市がいかように処分しようとも異議を述べない。なお、残置物撤去に要する費用は、相手方の負担とする。

9 損害賠償金の支払

6 の場合、相手方は、市に対し、次に掲げる金額を支払う。

- (1) 本件賃貸借契約が解除された日の翌日から本件建物を明け渡した日までの家賃相当額の損害賠償金
- (2) 本件使用許可が取り消された日の翌日から本件駐車場を明け渡した日までの駐車場使用料相当額の損害賠償金

10 和解費用

和解費用は、各自の負担とする。